

神戸運輸監理部発注者綱紀保持委員会第2回定例会議審議概要

開催日	平成28年12月9日（金）		
開催場所	神戸運輸監理部会議室（神戸第2地方合同庁舎6階）		
委員	[出席]		
	委員長	秋田 務	（神戸運輸監理部長）
	副委員長	石川 邦夫	（神戸運輸監理部総務企画部長）
	委員	安田 丑作	（神戸大学名誉教授）
	委員	藤野 亮司	（弁護士）
	委員	持田 俊介	（弁護士）
	委員	林 広之	（神戸運輸監理部総務企画部次長）
	委員	田中 暁	（神戸運輸監理部海上安全環境部長）
	[欠席]		
	委員	川路 勉	（神戸運輸監理部海事振興部長）
委員	藤本 実	（神戸運輸監理部兵庫陸運部長）	
（敬称略）			

定例会議議事概要

委員	神戸運輸監理部
1. 発注事務にかかる綱紀保持規程について 2. 発注者綱紀保持マニュアルについて	
第7条の外部窓口を經由した報告の「発注者綱紀保持担当弁護士」とは外部委員のことか。	○報告 現在に至るまで、規程第6条に該当する事案の報告や、規程第12条に該当する情報の報告はない。綱紀保持規程及び綱紀保持マニュアルの改正提案はない。
外部窓口を設定していなければ、報告したくてもできないのではないか。	発注者綱紀保持担当弁護士は、別途手続きを経て委嘱する必要があるが、現段階では行っておらず、外部窓口は設置していない。 規程上は「できる規程」、マニュアルにも「外部窓口を設置した場合には」とあり、設置は必須ではない。 現段階では、発注者綱紀保持担当者の総務課長が報告先になっており、特段の支障は生じていないと考えている。

- 3. 発注担当職員の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針について
- 4. 発注者綱紀保持規程に反する事例の調査分析について
- 5. 発注者綱紀保持対策の事業者等への周知方策について

<p>研修はどのような形で、誰に対して実施されているのか。</p> <p>規程及びマニュアルのすべてを読めば理解できるだろうが、具体的なイエローゾーン、グレーゾーンの事例が示された資料を共有すればよりわかりやすい。</p> <p>ホームページにはわかりやすく掲載されているのか。</p>	<p>○報告</p> <p>今年度研修は第1四半期に実施した。</p> <p>周知は当運輸監理部のホームページで綱紀保持委員会規則や定例会議の議事録を公開して実施している。</p> <p>これらに関する方針、方策の見直しの提案はない。</p> <p>毎年度当初に発注事務を担当する職員に対して、会計課職員が発注者綱紀保持規程及びマニュアルの解説を、DVD教材などを活用して実施している。</p> <p>今後検討することとしたい。</p> <p>トップページの「入札・契約情報」をクリックし「発注者綱紀保持委員会」という項目をクリックすると綱紀保持対策を閲覧できる。</p>
<p>6. その他</p>	
<p>特に意見なし。</p>	<p>その他特に報告なし。</p>